

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2022 年度第 1 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2022 年 6 月 8 日（水）10 時 30 分～12 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 23 名、定足数 12 名
4. 出席理事数 19 名
(会議室出席 14 名) 矢島鉄也、鈴木信二、中村 靖、関口洋一、青山 充、平野
宏一、阿南 久、泉澤勝弘、沖田定喜、駒村純一、小杉哲平、
原 英郎、森 伸夫、脇坂真司
(Web 会議 Zoom システム出席 5 名) 多屋馨子（個人宅）、橋本雅男（ゼリアヘルス
ウェイ(株) 執務室)、又平芳春（三生医薬(株) 執務室)、矢頭 徹
(株)やずや 執務室) 吉田武美（個人宅）
(欠 席 4 名) 大野泰雄、板波英一郎、清水 誠、山田 英生
(監 事 2 名) 西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案 第 1 号議案 役員候補選出委員会に提出する役員候補者リスト（案）
について
第 2 号議案 定時評議員会開催に関する件
・ 2021 年度事業報告（案）に関する件
・ 2021 年度収支決算（案）に関する件
・ 監事監査報告
報 告
1. 業務執行状況報告
2. 非常勤理事に対する報酬支給
6. 会議の概要
冒頭で理事長の挨拶の後、本日の通常理事会は Web 会議 Zoom システム併用で開催
することとなり、出席した理事の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に
会するのと同様に適時的確な意見表明が互いに行える状態での開催である旨の確認
があった。
(1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 19 名（協会会議室参加 14 名、Web 会議 Zoom システム参
加 5 名）であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がさ
れ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本

会議の議事進行及び議案資料について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 45 条の規定に基づき矢島理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した西本監事と松田監事とし議案の審議に移った。

【決議事項】

第 1 号議案 役員候補選出委員会に提出する役員候補者リスト（案）について

議長より、本日の役員候補者リスト（案）については、去る 5 月 27 日に矢島理事長、鈴木副理事長、橋本評議員、松田監事、岩波総務部長の委員 5 名で、役員候補者リスト作成検討会を開催し、関係団体からの推薦者を含め、選任基準等の諸規程を確認し作成したものであるとの説明があった。

次に総務部長より理事候補者リスト（案）の内容について資料に基づき説明があった。新候補者案の内訳としては、協会推薦 11 名、5 団体推薦が 12 名（新任 5 名）の合計 23 名、退任予定の理事は 5 名とのことであった。また、新監事候補者案は留任の 2 名であった。

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案どおり会場で出席理事及び Web 会議 Zoom システムで出席の理事全員一致で了承され、6 月 20 日開催の役員補選出委員会に提出されることとされた。

第 2 号議案 定時評議員会開催に関する件

事務局長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2022 年度定時評議員会を 2022 年 6 月 28 日（火）13 時 30 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、2021 年度事業報告（案）に関する件、2021 年度収支決算（案）に関する件、監事監査報告、理事・監事の選任について、報告等その他について審議、報告することとなっているが、その中で、事業報告（案）及び収支決算（案）については、定款第 10 条により、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の決議を経て定時評議員会に提出することとなっているのでそれについて審議をさせてもらうとのことだった。

- ・ 2021 年度事業報告（案）に関する件
- ・ 2021 年度収支決算（案）に関する件
- ・ 監事監査報告

総務部長より 2021 年度事業報告（案）に関する件について、既に送っている事業報告（案）のポイントについて説明があった。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部関係では、(1) 認定健康食品 (JHFA) マークに関する事業については、規格基準型 JHFA の新規申請は 7 件で認定数は 168 品目、個別審査型 JHFA は新規申請 2 件となっている。また、規格基準の見直しを行い、69 の食品群の中から、優先度の高い 14 の規格基準について、定義、製品規格、原料規格、表示広告基準等のチェックを行い、見直すべき項目についてリストアップを行った。今後は、最新の分析方法等も含めて見直しを進める。(2) GMP 製造所認定等に関する事業については、工場認定事業の新規認定は 12 件、認定数は 171 工場となっている。ガイドライン改訂については、2020 年度には「健康食品 GMP ガイドライン(製品)」を改訂していて、2021 年度には「健康食品 GMP ガイドライン(原材料)」の改訂をして、2022 年度に刊行予定である。審査・調査体制の見直しについては、今後の認定数増加を見据えて、事務局業務の効率化をはかり、迅速に手続きを進めるため、認定期間、中間実地調査、事務局体制等の検討を行った。これに伴い、主任調査員に工場認定や GMP に関連する技術的業務を依頼するとともに定期的に主任調査員会議を開催し、情報共有と議論を行って行く。OEM 部会の開催運営については、製造の委受託に係る問題点を議論し、健康食品における委受託のあるべき姿(受託側、協会への要望含む)を提言することを目的に、「OEM 部会」の運営を行っている。2021 年度は OEM に係る課題を抽出し、解決策について議論を行った。現在は支給原料、支給資材の情報獲得と GMP の普及啓発をテーマとして検討中である。(3) 健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、安全性自主点検認証事業は新規 2 件となっている。「安全性自主点検認証事業」のあり方を考えるとして、2021 年度は、認証や評価方法等の見直しを行うことを目的にスキーム(案)を作成し、関連団体・行政等にヒアリングを行った。今年度は更に具体的に進めることになる。

学術情報部関係では、(1) 健康食品相談業務を火・木・金 13 時～16 時に実施した。資料 P6 に相談件数の推移と相談内容の内訳を記載している。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、(1) 特定保健用食品の申請支援は、相談が 13 件、事務指導が 1 件となっている。疾病リスク低減表示制度の活用を図る一環として、新規申請を希望する企業 4 社の申請支援を開始した。申請の根幹となる科

学的根拠の組み立て等を事業者とともに消費者庁と協議をし、申請書の作成等を支援し、消費者委員会との協議を待つ段階まで進捗した。(2) 特定保健用食品講習会及び説明会の実施は、トクホの疾病リスク低減表示制度の活用に向けた、『特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）の今後』と題するセミナーをオンライン配信した。内容は令和元年度の「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業」の概要、令和2年度「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」の報告、「特定保健用食品公正取引協議会の展望」の3講演だった。トクホ部会員を対象に、「特定保健用食品制度改革に関する協会の考え」の説明会をオンライン配信で行った。矢島理事長が「協会の考える健康食品の体系図」を中心に制度改革の必要性を説明した。特定保健用食品講習会をオンライン配信で3月11日に開催し、内容は技術部会活動の報告、消費者庁と会員企業による講演、さらに協会から消費者庁へ提出する要望内容についての説明を行った。(3) 技術部会活動の推進の実施、(4) 普及啓発活動として、〔トクホ〕ごあんない【2021年版】の作成、薬剤師を対象とした健康食品の基本研修（イオン・ハピコムのE-ラーニング）での講演を実施した。トクホ30周年記念事業として、トクホ制度制定30年目にあたり、無料の記念講演会をオンライン配信で開催した。消費者庁伊藤長官から基調講演をしていただき、特別講演として（一財）医療経済研究・社会保険福祉協会の辻理事長から「健康寿命の延伸とフレイル予防に向けて」、矢島理事長からは「特定保健用食品の今後を考える」と題し講演をしていただいた。

栄養食品部関係では、(1)「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、幹事会の運営、分科会活動の実施として、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会、個別評価型病者用食品分科会の活動を実施している。(2) 特別用途食品制度、栄養機能食品制度に関する普及活動については、消費者庁の2つの調査事業の報告会を開催した。(3) 特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画相談については、特別用途食品申請相談4件、(4) 栄養機能食品製品企画相談1件であった。栄養機能食品制度に関する要望については、健康食品関連5団体の連携において、本制度に対する改正要望書を作成して、消費者庁へ提出した。

機能性食品部関係については、2021年度は、「分野別専門相談」を70件受けた。懸案となっていた「届出資料事前点検」は、これまでで最も多い14件を受託した。機能性表示食品の広告の適正化に向けた業界の自浄的な取り組みである「広告部会」については、例年通り毎月実施し、「広告審査会」も1回開催し行政との連絡を行った。「届出後の分析状況公開サイト」では、掲載数も増えてきており、22社113製品のデータを公開した。(6) 機能性表示食品制度の普

及・啓発については、機能性表示食品-届出資料作成の手引書を用いたオンデマンドセミナーを開催した。

学術情報部関係では、学術誌の発刊事業については、2021度は、1報を掲載した。掲載条件に関する問合せは1件あった。

公3 食品保健指導士養成事業

食品保健指導士の養成に関わる事業については、第52期食品保健指導士養成講習会の受講者35名であった。食品保健指導士修了評価認定試験の実施、食品保健指導士認定証の発行、食品保健指導士資格更新手続き、食品保健指導士フォローアップ事業（日本食品保健指導士会に委託）を実施した。

公4 特定保健用食品公正取引協議会

公正取引協議会の運営については、2021年度通常総会の開催及び運営委員会の開催を5回実施した。公正競争規約及び施行規則等の運用としては、広告研究会の開催が5回、第1回広告審査会を開催し審査件数は88件だった。特保公正マークの審査、承認については、公正マーク承認は累計9件、内訳は容器包装5件、容器包装外4件だった。また、普及、啓発、広報活動は、セミナーと講習会の開催を行った。指導、相談事業としては、特定保健用食品の広告等の表示に関する相談対応9件、消費者庁への問い合わせ事項2件であった。会員数は37社（正会員34社、賛助会員3社）であった。

共通公益事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業「健康食品いろいろ相談室」を実施し、相談件数は29件であった。

学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、当協会会員の事業活動に役立つ健康食品等に係る国内外の有用・重要情報の収集、メルマガ形態での会員への情報発信（発信頻度月2回）をした。

渉外広報室関係では、会員への情報提供として、ホームページの運用、メルマガジンの発行を行った。普及・啓発活動としては、展示会出展活動や講演・セミナー講師派遣の実施をした。

研修企画部関係では、協会会員へのサービスとして種々のセミナーを実施した。

研修事業として、(1) 健康食品業界新人向けセミナー 1) 『健康食品の全体をわかりやすく』についてオンデマンドで2回配信した。2) 「開発部門」「製造部門」に特化した基礎講座をスクール形式で開催し、『安全性・有効性について』、『製品・品質管理の詳細』について説明した。(2) 中堅向け実務講座の開催(アドバンスクラスセミナー/オンライン形式)し、「食品の機能性と保健機能食品の現状」、「機能性表示食品制度の最新動向」、「食品衛生法の改正について」、「健康食品の安全性向上に向けて」、「食品・健康食品に関する国内外の情報収集」についてすべてオンラインで配信した。

九州支部関係では、セミナーの開催が1回、展示会出展と講演が1回であった。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

賃貸事業として、4団体への当協会建物内区画の賃貸等を行った。

収2 受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業(3団体)を実施した。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業を実施した。

機能性食品部関係では機能性表示食品の研究レビュー作成を3件実施した。委託先は韓国農水公社であった。

法人会計

法人組織の運営業務として、評議員会を2回開催(定時評議員会、臨時評議員)、理事会を2回開催(第1回通常理事会、第2回通常理事会)した。会員、関連団体に関する事業は、2022年新春賀詞交歓会の中止(コロナウイルス感染症のため)、2021年度協会表彰はなかった。会員数は2022年3月末日現在で670社であった。

人事・職員研修・会計・庶務として、各種委員会等の委員委嘱、実務研修生に関する業務で実務研修生6名の受入を実施した。また、九州支部の運営支援を行った。

引き続き、2021 年度収支決算（案）に関する件について事務局長より資料に基づき報告があった。

経常収益については、前年度対比 569 万円余の減少となった。主な増減は、「受取入金」が前年度の入会 17 社に対して、当年度は 21 社あったことにより増額、「JHFA マーク許可事業収益」が許可数の減少により減額、また、「GMP 工場認定事業収益」は認定工場の増加により増額、「安全性自主点検認証事業収益」は更新の対象となるものが少なく、認証登録数が減少したことも併せて減額となっている。「機能性表示食品届出支援手数料収益」が機能性表示食品届出資料事前点検の増加により増額、「指導士養成事業収益」は食品保健指導士養成講習会の受講者が減少したことにより減額、「講習会・セミナー事業収益」が当年度より開催した機能性表示食品届出セミナーの収入により増額、「出版物掲載料収益」は前年度、作成を見送った特保ごあんないを作成したことにより増額、「業務受託収益」は、前年度は消費者庁からの受託事業と、当年度は愛媛県からの機能性表示食品に関する相談事業が計上されているがその差額が減額となっている。「機能性評価関連事業収益」は研究レビューの収益が前年度より減少したことにより減額、「特保公取協会費収入」については、特定保健用食品公正取引協議会の年会費が計上されている。

経常費用では、前年度対比 979 万円余の減少となった。主な増減のうち、「給与手当」、「臨時雇賃金」は主に、雇用日数の変更により減額、また、それに伴い「法定福利費」も減額している。「修繕費」が、貯水槽水中ポンプが壊れたため取り換え工事を行ったため計上されている。「印刷製本費」は特保ごあんない 2021 年版の作成費、「諸謝金」が主に GMP 工場認定にかかる調査員への謝金が増加したことにより増額、「支払手数料」は主に前年度は消費者庁からの受託事業で外部への調査依頼を行ったため、計上額が大きくなったことにより減額、「会場費」がセミナー等の開催をウェブまたは当協会会議室で行ったことにより減額となっている。管理費は、ほぼ前年度どおりの執行となっている。

以上の結果、2021 年度、当期経常増減額は 16 万円余の増額となっており、前年度は 393 万円余の減額だったので 410 万円余の増加となっている。経常外増減の部は、当年度は該当するものがなかったが、法人税、住民税及び事業税 7 万円が計上され、当期一般正味財産増減額は 9 万円余の増加となっている。

また、財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約 86%で、すべて基準を満たしているとのことであった。

続いて 2021 年度の監事監査として、去る 5 月 25 日（水）に、西本監事と松田監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局及び常勤理事等から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及

び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、西本監事よりなされた。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

副理事長： 個別審査型 JHFA の申請件数は増えているし、GMP も取得意欲が高く増加となっている。機能性表示食品の事前点検も今後伸びていくと思われるし、また届け出後の分析状況公開サイトも増えている。このように増加しているということは協会も様々業務を合理化し、申請者を待たせない体制を作ろうと実施していると考えているが、資料 P2 に個別審査型 JHFA 申請についての問合せは増えているが、実際の申請から審査に至るまでは準備に時間を要する模様であると記載されているので、協会としてできるだけ申請者が躊躇しないで相談できる体制を是非作っていただきたい。

事務局長： 個別審査を実施しているのだが、個別審査型 JHFA を申請する事業者は小さいところが多い。個別審査型 JHFA 制度は小規模な事業者にこたえるために作った制度であるが、実際、申請者が申請書類を提出しようとする書類作成に手間取ってしまう。それを協会職員の OB 等で申請書の作り方のコンサルができるように今後考えていきたいと思っている。

副理事長： 協会に入ろうとしている小規模事業者の相談をフォローしていくのが協会の大事な役目だと思うので是非よろしくお願ひしたい。

副理事長： 現在、協会の会員社数はどのようになっているのか、財政状況がいいようだが、実際増えているのか横這いなのか。今、会員を増やそうというプロジェクトを行っているが、昨年度と比べて会員社数はどのような動きなのか。何社の会員社数があり、今年度は何社入退会したかという指標が大事なことだと思う。

総務部長： 会員社数の動きについては、新規で入会するところもあるし、いろいろな都合で退会するところもあり、大きく見て横ばいの状況だ。入退会の状況については事業報告資料編に記載してあり、2021 年度は入会 21 社、退会 21 社でプラスマイナス 0 となっている。

事務局長： 現実には 1 社で 2 つの部に入っていたり 3 つの部に入っていたりしているところもあるが、会費としては先ほどの説明したように 3 つの部に入っていたのを 2 つの部にするようなところが散見され、企業も合理化をして、協会会員にはなるが部制を敷いているところは全部の部に入ら

ないところが少しずつ出てきているということが見受けられる。

副理事長： 特定保健用食品公正取引協議会の会員との議論の内容等やイメージはどうか。入っている顔ぶれと会員数、協議会の雰囲気について教えてもらいたい。

事務局長： 会員数は35社で、基本的にトクホを沢山出している会社は全て入っている。新たに入ってきたところもあるが、全てが入っているわけではないのでまだ勧誘はしなければならないと思っている。雰囲気としては非常にいいのではないかと思う。

副理事長： 特保公正マーク承認のところで、承認9件の内、容器包装外4件とあるが、それは何か教えてもらいたい。

事務局長： 特保公正マークについては直接容器包装につけられる場合と、広告にもつけられる場合がある。容器包装外の4件は広告につけているものだ。

理事： 資料6ページに消費者からの相談対応業務のデータが出ているが、その中で健康被害につて18件の相談があったとの記載がある。これに対する協会の情報提供の仕方とか行政への報告、事業者への注意喚起について具体的に教えてもらいたい。

学術情報部長： そのような場合は大きく分けて、相談者が公的機関に通報や医療機関を受診している場合とそうしていない場合の2つに分けている。通報や受診をしていない場合は協会内で検討し、原因が否定できない場合は公的機関等に報告している。相談対象が当協会の会員の場合は相談者のプライバシーに注意しながら情報提供することになっている。

理事： 国民生活センター等公的機関に相談があったものについては行政側に対応をお願いしているということか。

学術情報部長： そのように判断したした場合は対応をお願いしているが、これまでそのような通報をした事例はない。

理事： 協会に来た相談の中で、内容が危ないようなものが、例えばそれが会員のものであった場合は会員に情報提供しているということか。

学術情報部長： 提供している。最近では会員会社以外のもので必要があれば情報提供しようと思っている。

理事： 協会のホームページに個人情報の部分は除いて情報提供をするということを考えているのか。

学術情報部長： それに関しては、現在行っていないがこれから検討させてもらいたい。

理事： 是非お願いしたい、他の相談部分の内訳の情報提供もできるようになると、消費者がホームページを見てより協会への信頼が増し、相談が増えるようになると思う。

説明の後、議長が本報告について、意見を求めたところ、他に特段の意見もなく、原案どおり会場の出席理事及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で了承され、2021 年度事業報告（案）に関する件及び 2021 年度収支決算（案）に関する件、並びに監事監査報告は定時評議員会に諮ることとされた。

報 告

1. 業務執行状況報告

矢島理事長より、業務執行状況について資料に基づき報告があった。

説明によると、要望書提出後の取組として消費者委員会事務局及び健康食品産業協議会に要望書の説明を行い、メディア懇談会にて要望書を公表した。その後、受田先生（消費者委員会新開発食品調査部会部会長）と要望書の説明と意見交換、特定保健用食品部技術部会 2022 年度総会にて要望書の説明、メルマガ配信を行った。また、消費者庁保健表示室（蟹江室長、荒井課長補佐、石井担当）に既許可表示から疾病リスク低減表示への移行について「手続き案」の説明を行い、蒲生氏（（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会）、吉田先生（消費者委員会新開発食品調査部会委員）との意見交換を行った。

引き続き、鈴木副理事長、中村副理事長、関口副理事長、平野業務執行理事、青山常務理事の各業務執行理事から業務執行状況について報告があった。

鈴木副理事長： 私は以前、味の素の通販業務に携わった関係で今でもコールセンターと付き合いがあり、現在、広告主の協会で電話でのアウトバウンドの業務に携わっているが、会員取得のために、当協会にもそのアイデアを取り入れて関口副理事長と一緒に来週、コールセンターのスタッフを呼んで、会員になった場合のベネフィットを整理し、それをリスト化して専門のアウトバウンド部隊に委託して結果を引き上げていくということ実施しようと考えている。

中村副理事長： 私は会員サービスの充実ということを担当しているが、私が所属している全日本健康自然食品協会は中小企業が多く、その企業がなるべく健全に健康食品を販売してもらうために、当協会の会員になってもらうことに注力している。現在、トクホ、機能性表示食品等数多く出てきているが、まだまだ市場の中でいわゆる健康食品という部類のものを扱っている中小企業が非常に多いので、このようになるところになるべく協会に入会して

もらい、正しい方向、場合によっては機能性表示食品に格上げしてもらふことに、事務局に注力してもらいたい。いろいろな問題が発生したときに、当協会会員と消費者との対応、行政各部当局との対応について協会が相談にのってくれるサービスをしていくことにより会員が増えると考えるので、今後、より会員サービスを充実させていくようにしたい。

関口副理事長： 鈴木副理事長からも言われたが、会員数を増やすそうということで、前理事長のときから獲得活動をしてきた。途中、コロナウイルス感染症の関係で中断しているが、再度知恵を絞って活動していこうと思う。会員数が増えて会費収入が増えると事業が安定するという資金面のこともあるが、新しく健康食品のビジネスに参入した会社に是非協会に入会してもらい、正しい販売等してもらふ方向に進んでもらいたいという面もある。そのような意味からも新規会員を増やしていきたい。

平野業務執行理事： 最近の消費者の意識調査で、制限された食生活の中で足りないものはサプリメントでとりいれるという意見が多かった。消費者は健康食品の役割をよくわかってきているが、一方、トクホ、機能性表示食品については区別がまだ難しく、十分にわかっていないということが問題ではないかと思う。それと、疾病リスク低減表示、公正表示がどれだけ区別できるかがこれからの課題だと思うのでその点を考えていきたいと思う。

青山常務理事： 協会全体の運営として、事業報告で説明したように、概ね事業は順調に進んでいる。減少している事業もあるのでその点は今後見直しが必要である。また、コロナウイルス感染の関係で働き方改革のトレンドを受け、東京都しごと財団のテレワーク助成金を受け、ノートパソコンを貸与して職員の在宅勤務を構築しようと考えている。機能性表示食品の関係では、0日ルールで事前確認システムの導入が考えられている。協会も参画して、事業者の届出日数が短縮されるということに貢献したい。その際には、事前チェック等の業務に人手が必要なので職員の確保も考えていきたい。

報告に対し、次の質疑があった。

理事： 機能性表示食品が5千品目になったということだが、店舗に行っても商品の説明も無いし、棚の商品が健康食品やらいろいろな商品で混

合状態となっていて、とても選びにくくなっている。ついては消費者にとってとても不便になっている。そこで、協会は、チェーンドラック協会等と協力をして棚を作る検討をするとか情報提供をするとか、なにか連携してやれないものか。

副理事長： 私も、前理事長の時代から、一番正しく健康食品の商品の情報が伝わるのは現場の方によく知ってもらうことが一番だと言ってきた。チェーンストア協会やチェーンドラック協会、生協等こういったところを中心に JHFA マークのアピール、場合によっては極端な話だが、JHFA マークの付いている商品しか置かないようにするとか、何度かそのような協力のお願いやアプローチをさせてもらった事はあった。残念ながら今のところそれが上手く行っていないが、これからも根気よく続けていくべきだと考える。

2. 非常勤理事に対する報酬支給

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に基づき、総務部より資料に基づき以下のように報告があった。

・非常勤理事に対する報酬支給額

阿南理事	報酬支給 1 回	報酬額	30,000 円
大野理事	報酬支給 5 回	報酬額	70,000 円
清水理事	報酬支給 6 回	報酬額	135,000 円
矢島理事長	役員報酬	報酬額	2,400,000 円

以上をもって本日の Web 会議 Zoom システムに異状なく通常理事会は、審議を終了したので、12 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。